

## 九州電力 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役）に関して、以下のすべての要件を充たす場合に、独立性を有するものと判断する。

- 1 本人が、以下に掲げる要件のいずれにも該当しないこと
  - (1) 当社を取引先とする者のうち、直近3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引額が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者<sup>(注1)</sup>
  - (2) 当社の取引先である者のうち、直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の取引額が、当社の年間連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
  - (3) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者
  - (4) 当社の会計監査人である監査法人の社員又はパートナーである者
  - (5) 上記(4)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者
  - (6) 当社の総議決権の10%以上を保有する主要株主又はその業務執行者
  - (7) 当社から役員を受け入れている会社の役員
  
- 2 本人が、以下に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族でないこと
  - (1) 上記1(1)から(6)までの要件に該当する者<sup>(注2)</sup>
  - (2) 当社又は子会社の業務執行者<sup>(注3)</sup>又は業務執行者でない取締役
  - (3) 最近3年間において、上記(2)の地位にあった者
  
- 3 本人が、当社の一般株主全体との間で上記1及び2で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じる者でないこと

上記1又は2のいずれかの事項に該当する場合であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、独立社外役員とすることができる。

(注1) 本基準において、業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいい、業務執行取締役、執行役のみならず、使用人を含む。

(注2) 上記1のうち、(1)、(2)、(3)及び(6)に定める業務執行者は、取締役、執行役、又は執行役員その他これに準じる者に限る。

(注3) 使用人である者は、重要な使用人に限る。

以上